令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)

#### 交付規程

令和5年6月28日輸技協事国自第5-2号

第1章 総則

(通則)

第1条 被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(以下「補助金」 という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。)、その他の法令、被害者保護増進等事業費補助金交付 要綱(改正令和5年3月3日国官参自保第 513 号。以下「交付要綱」という。)及び被害者保護増進等 事業費補助金交付要綱実施要領(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(改正令和5年4月 11 日国自技環第 15 号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この交付規程の定めるところによ る。

(目的)

- 第2条 この規程は、交付要綱第20条の3第1項の規定に基づき、公益財団法人日本自動車輸送技術 協会(以下「JATA」という。)が行う、次の各号に掲げる経費の一部を助成する事業(以下「JATA事 業」という。)の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。
  - 一先進安全自動車(ASV)の導入に要する経費
  - 二 運行管理の高度化に資する機器の導入に要する経費
  - 三 社内安全教育の実施について事故防止コンサルティングに係る経費
  - 四 過労運転防止に資する機器の導入に要する経費

(交付の対象者、補助対象経費及び補助金の交付額)

- 第3条 この補助金の補助対象事業、間接補助対象事業者(以下「事業者」という。)、補助対象経費及 び補助率は別表によるものとし、JATAは予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 この補助金は、同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を 含む。そのうちJATAが別に定める補助金を除く。)を受けた事業には、交付しない。
- 3 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)の記に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)のうち、社内安全教育の実施に対す る支援に係る補助金の交付を受けようとする者は、別表に定める日までに、第1号様式による補助金 交付申請書に添付書類を添えて、別表に定める日までにJATAに提出しなければならない。
- 2 申請者のうち、先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援に関する機器等の導入を実施した者は、第1 の2号様式による補助金交付申請書に添付書類を添えて、別表に定める日までにJATAに提出しな ければならない。

(電磁的方法による申請)

- 第5条 申請者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第7条に基づく申請の取下げ、第8条の規定に基 づく計画変更の申請、第9条の規定に基づく補助対象事業の中止又は廃止の承認申請、第10条の 規定に基づく事故報告、第11条の規定に基づく状況報告、第12条の規定に基づく実績報告、第14 条第2項の規定に基づく補助金の支払請求又は第17条第2項の規定に基づく財産処分の承認申請 (以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じてJATAが 定めるものをいう。以下、同じ。)により行うことができる。
- 2 JATAは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該 通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 JATA及び申請者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととする が、電磁的方法によることが行うことができないとき又は電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に準 じてJATAが定めるものをいう。以下、同じ。)を提出できないときは、交付規程に定める様式による書 面の提出又はJATAが定める方法で手続きを行うことができる。

(交付決定及び通知)

- 第6条 JATAは、第4条第1項の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、当該申請に 係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定 めるところにより交付の決定を行い、すみやかにその決定の内容を第2号様式による交付決定通知書 により事業者に通知するものとする。この場合において、JATAは、適正な交付を行うため必要がある と認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 2 JATAは、第4条第2項の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、当該申請に係る 書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めると ころにより交付の決定及び額の確定を併せて行い、第2の2号様式による交付決定及び額の確定通知 書により事業者に通知するものとする。この場合において、JATAは適正な交付を行うため必要がある と認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 3 前項の規定により交付決定及び額の確定を受けた事業者に関しては、第8条から第13条までの規定 は適用しないものとする。
- 4 JATAは、第1項及び第2項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第7条 事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付 された条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請を取り下げることができる期限は、前条第2項の通知を受けた日から20日以内 に第3号様式による交付申請取下届出書をJATAに提出しなければならない。

(計画変更の申請)

- 第8条 事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次 項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ第4号様式による計画変更承認申請書をJATAに提出して、 その承認を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - 一補助対象事業の内容の変更にあっては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって、 補助金の額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金の額が当該変更に係る費目の補助金 の額(当該変更が複数の費目に係る場合にあっては、いずれか少ない費目の額)の20%以内であ るもの。
  - 二 補助対象経費の配分の変更にあっては、経費の中の費目相互間における流用であって、その額 がいずれか少ない費目の額の20%以内であるもの。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第5号 様式による中止(廃止)承認申請書をJATAに提出して、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難 となったときはすみやかに第6号様式による事故報告書をJATAに提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、JATAの要求があったときはすみやか に第7号様式による状況報告書をJATAに提出しなければならない。 (実績報告)

第12条 事業者は、補助対象事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに第8号様式による実績報告書をJATAに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 JATAは、前条に規定する実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定 の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第9号様式による額の確定通知 書を当該事業者に通知するものとする。なお、補助金の額の確定方法は別表に定めるところによる。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条及び第6条第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第10号様式による請求書をJAT Aに提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 JATAは、第9条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認申請があった場合又は第 6条第1項又は第2項の規定による通知を受けた事業者が次の事由に該当すると認められる場合は、 第6条第1項又は第2項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくは これに付した条件を変更することができる。
  - 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくJATAの処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 交付決定通知のもととなった交付申請(第8条第1項の規定による計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合
  - 三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、 交付決定通知のもととなった交付申請(第8条第1項の規定による計画変更の承認等を受けた場合 は承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合(事業者の責に帰すべ き事情による場合を除く。)
  - 五 事業者が、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)に違反した場合
- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 JATAは、第1項及び前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付さ れているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 JATAは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除 き、その命令に係る補助金を事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その 一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 5 第3項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 6 第3項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について、返還期限までに返還 しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利 10.95%の割合で 計算した延滞金をJATAに納付しなければならない。

(取得財産等の管理等)

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、第11号様式の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならい。JATAは補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳の開

示を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第17条 取得財産等について、次に示す期間の間は、JATAの承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

当該補助対象と	一般貸切旅客自	一般乗合旅客自	一般乗用旅客自	特定旅客自動車	特定旅客自動車	貨物自動車
なる機器の	動車運送事業者	動車運送事業者	動車運送事業者	運送事業者(補	運送事業者(補	運送事業者
貸し渡し先				助対象となる機器	助対象となる機器	
				を設置する事業	を設置する事業	
補助対象と				用自動車の乗車	用自動車の乗車	
なる機器				定員が 11 名以	定員 11 名未満)	
				上)		
先進安全自動車						
(ASV)						
※後付けの事故自	5年	5年	4年	5年	4年	4年
動通報システムを						
除く。						
事故自動通報シス						
テム(後付けのもの						
に限る)、デジタル						
式運行記録計、映	<b>F</b> 左	■左	<b>F</b> 左	<b>F</b> 左		
像記録型ドライブレ	5年	5年	5年	5年	5年	5年
コーダー、過労運						
転防止に資する機						
器等						

2 前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、 あらかじめ第12号様式におる財産処分承認申請書をJATAに提出して、その承認を受けなければな らない。JATAは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。

3 JATAは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入がある と認められるときは、補助金の範囲内でその収入の全部又は一部をJATAに納付させることとする。

4 第2項及び前項の納付について、期限を付して返還を命ずるものとする。納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、JATAは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(JATAによる調査)

- 第18条 JATAは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、事業者(事業 者が補助金の交付を受けた後を含む。以下「事業者等」という。)に対して、取得財産等の保有に関す る調査等を行うことができる。
- 2 前項の製造事業者及び輸入事業者並びに事業者等は、JATAが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第19条 JATAは、第4条の規定に基づいて別表に定める申請書提出期限以前に、補助金の交付に係 る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、 第2条第1項の各号に規定する補助対象経費ごとに、交付申請の受付を中止することができる。この 場合には、あらかじめJATAのホームページ等で周知するものとする。 2 JATAは、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 事業者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)について補助金の交付申請前 に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、事業者が暴力 団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、JATAは本事業を通じ事業者に関して 得た情報を国に提供することができる。

(個人情報保護)

- 第21条 JATA及びその職員は、本事業を通じ事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)及び交付要綱第20条の2の規定に従って取り扱うものとする。
- 2 JATA及びその職員は、本事業の実施にあたって第4条の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、JATAが別に定める場合を除く。

(その他必要な事項)

- 第22条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、JATAが別に 定める。
- 2 JATAは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、国土交通大臣からJATA事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

附則

1 この交付規程は、令和5年6月28日から施行する。

別紙1(第3条関係)

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、JATA事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等 の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、そ の他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙2(第3条関係)

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、JATA事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等 の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、そ の他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 装置を販売・取付けする店舗等のいずれかが、上記(1)から(4)のいずれかに該当するとき。

#### 別表(第3条第1項関係)補助対象事業等 自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業)

(事業の趣旨)

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動 車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、車両の安全性の向上、運行管理の高度化、社内安全教育、過労運転防 止のための取り組み等の自動車運送事業の安全に資する以下の事業を対象に補助を行うものである。

間接補助対象事業者	補助対象経費	補助率
<ul> <li>①自動車運送事業者(中小企業者に限る。)</li> <li>②リース事業者(当該補助対象となる事業 用自動車の貸し渡し先の自動車運送事業 者が中小企業者の場合に限る。)</li> <li>※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送 事業者及び補助対象装置を導入する営業所の 届出(認可)車両台数が5両未満の貨物自動 車運送事業者を除く。</li> </ul>	<ul> <li>先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援</li> <li>(1)旅客自動車運送事業の用に供する自動車(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)の導入に要する経費</li> <li>(2)旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る車間距離制御装置+車線維持支援制御装置の導入に要する経費</li> <li>(3)旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るドライバー異常時対応システムの導入に要する経費</li> <li>(4)旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る先進ライトの導入に要する経費</li> <li>(5)旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る先進ライトの導入に要する経費</li> <li>(6)旅客自動車運送事業の用に供する自動車(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)に係る統合制御型可変式速度超過抑制装置の導入に要する経費</li> <li>(7)旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るアルコール・インターロックの導入に要する経費</li> <li>(8)旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るアルコール・インターロックの導入に要する経費</li> </ul>	1/2

<b></b>		
①一般貸切旅客自動車運送事業者(中小企業者)	先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援	1 / 3
業者以外。)	(1) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブ	
②リース事業者(当該補助対象となる事業	レーキ(歩行者検知機能付き)の導入に要する経費	
用自動車の貸し渡し先の一般貸切旅客自	(2) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る車間距離制御	
動車運送事業者が中小企業者以外の場合	装置+車線維持支援制御装置の導入に要する経費	
に限る。)	(3) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るドライバー異常	
※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送	時対応システムの導入に要する経費	
事業者を除く。	(4) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る先進ライトの導	
	入に要する経費	
	(5) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る側方衝突警報	
	装置の導入に要する経費	
	(6) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る統合制御型可	
	変式速度超過抑制装置の導入に要する経費	
	(7) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るアルコール・	
	インターロックの導入に要する経費	
	(8) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る事故自動通	
	報システムの導入に要する経費	
 ①自動車運送事業者(中小企業者に限る。)	 運行管理の高度化に対する支援	1 / 3
②リース事業者(当該補助対象となる機器	運行管理の高度化に資する機器の導入に要する経費	17 0
の貸し渡し先の自動車運送事業者が中小	(1) 自動車運送事業の用に供する自動車に係るデジタル式運行記録計の導入	
企業者の場合に限る。)	に要する経費	
※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送	(2) 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の用に供する自動	
事業者及び補助対象機器を導入する営業所の	(2)   私員初日勤単連込事業及び付足員初日勤単連込事業の用に供りる日勤   車に係る映像記録型ドライブレコーダーの導入に要する経費	
届出(認可)車両台数が5両未満の自動車運		
送事業者(個人タクシーを除く。)を除く。	像記録型ドライブレコーダー一体型(通信機能付を含む)の導入に要する	
	※過去に導入し、本補助対象事業の交付を受けた機器(支援を受けようとする	
	機器と同一種類のものに限る。)が設置されている、又は設置されていた自	
	動車を除く。	
自動車運送事業者(中小企業者に限る。)	社内安全教育の実施に対する支援	1/3
※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送		
事業者及び補助対象となる営業所の届出(認		
可) 車両台数が5両未満の自動車運送事業者		
(個人タクシーを除く。)を除く。		

①白新车海光车	(中市会業書)を招えてい	「四米字だけ」のためのた准的な近り知られたまで	1 / 0
<b>o</b> <u> </u>	(中小企業者に限る。)	過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	1 / 2
	該補助対象となる機器の貸	過労運転防止に資する機器の導入に要する経費	
	運送事業者が中小企業者の	(1) 自動車運送事業の用に供する自動車に係るITを活用した遠隔地における	
場合に限る。)		点呼機器の導入に要する経費	
※過去3年の間に行う	政処分を受けた自動車運送	(2) 自動車運送事業の用に供する自動車に係る遠隔点呼機器の導入に要する	
事業者及び補助対	象機器を導入する営業所の	経費	
届出(認可)車両·	台数が5両未満の自動車運	(3) 自動車運送事業の用に供する自動車に係る自動点呼機の導入に要する経	
送事業者(個人タ	クシーを除く。)を除く。	費	
		(4) 自動車運送事業の用に供する自動車に係る運行中における運転者の疲労	
		状態を測定する機器の導入に要する経費	
		(5) 自動車運送事業の用に供する自動車に係る休息期間における運転者の睡	
		眠状態等を測定する機器の導入に要する経費	
		(6) 自動車運送事業の用に供する自動車に係る運行中における運行管理機器	
		の導入に要する経費	
		※過去に導入し、本補助対象事業の交付を受けた機器(支援を受けようとする	
		機器と同一種類のものに限る。)が設置されている、又は設置されていた自	
	Γ	動車を除く。	
補助金の額の確定		、いずれか少ない額とする。	
	(1) 補助対象事業の実施	に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額	
	(2) 補助金交付決定額(	交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額)	
	2. 補助金の額の上限は実	施要領別紙1に定めるところによる。	
	3.100円未満の端数が発生	<b></b> もした場合には、100円未満の金額を切り捨てる。	
第4条第1項及び第	第4条第1項及び第2項の	申請期限は、原則として、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月31	日(JATAが
2項の申請期限	別に定める場合はその定め	る日)までとする。	
	1		

(注)

(用語の定義)

- 1. 用語の定義は以下のとおり。
  - 「自動車運送事業者」:一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨 物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
  - 「リース事業者」:自動車運送事業者へ事業用自動車、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー又は過労運転防止に資する機器を貸し渡 す者をいう。
  - 「中小企業者」:中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号) 第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合をいう。

(補助対象経費)

- 2. 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。
- 3. 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、当該補助対象となる機器のリース契約期間が原則として自動車事故対策費補助金に より取得した財産の処分の制限期間(以下「財産の処分の制限期間」という。)以上のものを補助対象とし、リース契約期間が財産の処分の制限期間に満た ない場合は、その契約期間満了後も導入より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に 見込まれるものに限る。

(補助対象事業等に関する留意事項)

4. 補助事業の実施に当たって、自動車運送事業者(リース契約の相手方となる場合を含む。)は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号)又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号)に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定するものとする。

交付規程様式等	
第1号様式	交付申請書(第4条第1項関係)
第1の2号様式	交付申請書兼実績報告書(第4条第2項関係)
第1号様式(その2の1)	事業実施計画書
第1号様式(その2の2)	事業実施計画書
第1の2号様式(その2)	事業実施報告書
第2号様式	交付決定通知書(第6条第1項関係)
第2の2号様	交付決定通知書兼交付額確定通知書(第6条第2項関係)
第3号様式	交付申請取下届出書(第7条関係)
第4号様式	計画変更承認申請書(第8条関係)
第5号様式	中止 (廃止) 承認申請書 (第9条関係)
第6号様式	事故報告書(第10条関係)
第7号様式	状況報告書(第11条関係)
第8号様式	完了実績報告書(第12条関係)
第8号様式(その2)	事業実施報告書
第9号様式	交付額確定通知書(第13条関係)
第10号様式	請求書(第14条関係)
第11号様式	取得財産等管理台帳(第16条関係)
第12号様式	財産処分承認申請書(第17条第2項関係)
第12号様式(その2)	財産処分承認申請書

## 第 号

#### 令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

### 申請者 住 所 〒 氏名又は名称

#### 代表者役職・氏名

令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付申請書

令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付規程(以下「交付規程」という。)第4条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助対象事業の内容 社内安全教育の実施に対する支援
- 2 補助対象経費 金 円
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日~ 令和 年 月 日
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

主バネ	責任者(所属部署・職名・氏名)
責任者 連絡先	電話番号
更相儿	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

- 6 添付書類
  - (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
  - (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
  - (3) 補助対象事業に関する収支予算書
  - (4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

)

#### 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

### 会長内藤政彦殿

### 申請者 住 所 〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名 (貸し先 (リースの場合)

### 令和5年度被害者保護增進等事業費補助金

### (自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付申請書兼実績報告書

令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付規程(以下「交付規程」という。)第4条第2項の規定に基づき下記のとおり申請及 び報告します。

なお、補助事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

- 1 補助対象事業の内容
- 2 補助対象経費 金 円
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

まけ 孝	責任者(所属部署・職名・氏名)
責任者 連絡先	電話番号
里柏儿	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

- 5 添付書類
  - (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
  - (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
  - (3) 補助対象事業に関する収支予算書
  - (4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

第1号様式(その2の1)【社内安全教育の実施に対する支援に限る。】

- 1. 補助申請に係る事業の名称 事故防止コンサルティングに係る経費
- 福助対象経費の区分 事故防止対策支援推進事業(社内安全教育の実施に対する支援)
- 3. 補助申請に係る事業の内容

当該コンサルティングを実施する者 (コンサルティング会社等)	当該コンサル	ティングの名称		
当該コンサルティングを受ける営業所名	当該コンサ	ルティングを受ける運行	管理者数、運転者数	及び車両
(共同申請をする場合は事業者名も記載すること)	数			
営業所	運行管理者	名・運転者	名・車両数	両
営業所	運行管理者	名・運転者	名・車両数	両
営業所	運行管理者	名・運転者	名・車両数	両

当該コンサルティングの内容(当該コンサルティングが、自動車運送事業者の事故防止に資するものであり、対象事業者の事故 発生状況等の分析、分析を踏まえた事故防止対策の提案及びコンサルティングを実施したことに対する効果の検証を含む内容であるこ とがわかるよう、当該コンサルティングの内容を具体的に記載すること。)

(必要に応じて当該コンサルティングのパンフレット等その内容がわかる資料を添付すること。)

4. 当該コンサルティングを実施する者(コンサルティング会社等)

名称 (ふりがな)							
所在地 〒( (ふりがな)	_	)	Tel	_	_	担当者名(	)
コンサルティンク (ふりがな)	「名						

5. 補助事業の着手(予定)期日及び完了予定期日、その他事業の遂行に関する計画 (「3. 補助申請に係る事業の内容」で記載したコンサルティングの具体的な内容につ いて、それぞれ実施される時期を事業実施予定表に記載すること)

事業実施予定表

(必要に応じて、当該コンサルティングの事業実施予定がわかる資料を添付すること。)

内	容	4月	5月	6月	7 月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3月

#### 1. 補助対象経費の配分及び使用方法

経費名	経費配分額	経費使用明細書
	(税抜)	項 目 価格(税抜)
事故防止コン		
サルティング		
に係る経費		

\*経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

2. 補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載し た別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に 100 円未満の端数が発生した場合には 100 円未満の金額を切 り捨てること。

3. 補助金交付申請額\_\_\_\_\_円

複数の事業者が共同申請を行う場合は、各事業者の負担額

事業者名:	負担額:	円
事業者名:	負担額:	円

第1の2号様式(その2)【先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に限る。】

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書			
祀 其 石			単 価		
<ul><li>( )衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知 機能付き)の導入</li></ul>	円	両	円		
<ul> <li>()車間距離制御装置+</li> <li>車線維持支援制御装置の導入</li> </ul>	円	両	円		
()ドライバー異常時 対応システム の導入	円	両	円		
()先進ライト の導入	円	両	円		
()側方衝突警報装置の導入	円	両	円		
<ul><li>()統合制御型可変式</li><li>速度超過抑制装置の導入</li></ul>	円	両	円		
<ul><li>()アルコール・インターロック の導入</li></ul>	円	両	円		
()事故自動通報システム の導入	円	両	円		
合計	円				

\*経費使用明細書の根拠となる内訳書を添付すること。

- 内訳 A 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き): (3.5t 超のトラック・バス)
   1 車両あたり 円×1/2= 円 上限額: 100,000 円
  - B
     車間距離制御装置+車線維持支援制御装置:
     (トラック・バス・タクシー)

     1
     車両あたり\_\_\_\_\_円×1/2=\_\_\_\_円
     上限額: 100,000 円
  - Cドライバー異常時対応システム: (トラック・バス・タクシー) 1 車両あたり\_\_\_\_\_円×1/2=\_\_\_\_円 上限額: 100,000 円

□ 先進ライト: (3.5t 超のトラック・バス・タクシー)
 1 車両あたり\_\_\_\_\_円×1/2=\_\_\_\_円 上限額:100,000 円

 E
 側方衝突警報装置: (3.5t 超のトラック・バス)

 1 車両あたり\_\_\_\_\_円×1/2=\_\_\_\_円
 円 上限額: 50,000 円

 F
 統合制御型速度超過抑制装置: (バス)

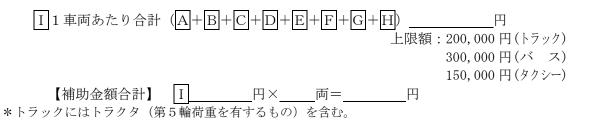
 1 車両あたり\_\_\_\_\_円×1/2=\_\_\_\_円
 円 上限額: 100,000 円

 Gアルコール・インターロック:(トラック・バス・タクシー)

 1車両あたり\_\_\_\_\_円×1/2=\_\_\_\_円上限額:100,000円

田事故自動通報システム: (トラック・バス・タクシー)
 1 車両あたり\_\_\_\_\_円×1/2=\_\_\_\_円

 上限額(後付け以外):50,000円
 上限額(後付け・サブ スクリプ ション以外):30,000円
 上限額(後付け・サブ スクリプ ション):月額料金\_\_\_\_\_円×12 ヶ月×1/2=\_\_\_\_円



- ※1 消費税は含まずに算出すること。
- ※2 補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。
- 2. 完了した補助対象事業の概要 (整備実績(整備地域・営業所、車両数等)の概略を 記載する。)

営業所名等

	(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
	(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
営業所	(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
	(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
	(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
			合計	両

3. 補助事業の完了年月日

令和\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

- \*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類(車検証の写し等)を添付すること。
- 4. 申請者法人番号

申請者法人番号(13桁):

第1の2号様式(その2)【先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援(貸切バス事業者において、中小企業以外のもの)に限る。)】

1. 補助事業に要した経費

	ᄻᅏᇔᆂᄀᄭᄻᆇ	経費使用明細書			
経費名	経費配分額	基数	単価		
<ul><li>( )衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知 機能付き)の導入</li></ul>	円	両	円		
<ul><li>()車間距離制御装置+</li><li>車線維持支援制御装置の導入</li></ul>	円	両	円		
()ドライバー異常時 対応システム の導入	円	両	円		
()先進ライト の導入	円	両	円		
()側方衝突警報装置の導入	円	両	円		
<ul><li>()統合制御型可変式</li><li>速度超過抑制装置の導入</li></ul>	円	両	円		
<ul><li>()アルコール・インターロック の導入</li></ul>	円	両	両		
()事故自動通報システム の導入	円	両	両		
合 計	円				

\*経費使用明細書の根拠となる内訳書を添付すること。

- 内訳 A 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き): (バス) 1 車両あたり\_\_\_\_\_円×1/3=\_\_\_\_円 上限額: 67,000円
  - B
     車間距離制御装置+車線維持支援制御装置:(バス)

     1車両あたり\_\_\_\_\_円×1/3=\_\_\_\_円上限額:67,000円
  - Cドライバー異常時対応システム: (バス) 1 車両あたり\_\_\_\_\_円×1/3=\_\_\_\_円上限額: 67,000円
  - D先進ライト: (バス)

     1車両あたり\_\_\_\_\_円×1/3=\_\_\_\_円上限額: 67,000円
  - E
     側方衝突警報装置: (バス)

     1 車両あたり
     円×1/3=

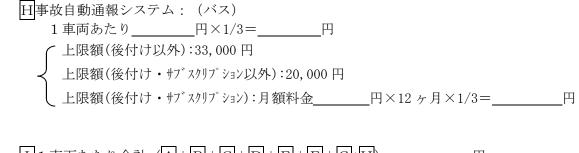
     円
     上限額: 33,000 円
  - F
     統合制御型可変式速度超過抑制装置: (バス)

     1 車両あたり\_\_\_\_\_円×1/3=\_\_\_\_円
     上限額: 67,000 円

 Gアルコール・インターロック:(バス)

 1車両あたり
 円×1/3=

 円



 I1車両あたり合計(A+B+C+D+E+F+G+H)
 円

 上限額:200,000円

【補助金額合計】 H 円× 両= 円

※1 消費税は含まずに算出すること。

※2 補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。

2. 完了した補助対象事業の概要 (整備実績(整備地域・営業所、車両数等)の概略を 記載する。)

営業所名等

 <u>「(配置車両数</u>	両)	装置導入車両数	両
 「(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
 「(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
 「(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
 「(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
		\_ ⇒I	Ŧ

合計\_\_\_\_\_両

3. 補助事業の完了年月日

令和\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類(車検証の写し等)を添付すること。

4.申請者法人番号申請者法人番号(13桁):

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額(税抜)	経費使用明細書						
<b></b> 在 有 石	<b>শ</b> 有的方領(忧疚)	機	器	名	台数	単	価	(税抜)
<ul><li>( ) デジタル式運行</li><li>記録計の取得</li></ul>								
<ul><li>( )映像記録型ドラ</li><li>イブレコーダーの取得</li></ul>								
<ul> <li>( ) デジタル式運行</li> <li>記録計及び映像記録型</li> <li>ドライブレコーダーー</li> <li>体型の取得</li> </ul>								
<ul> <li>( )通信機能付デジ タル式運行記録計及び</li> <li>映像記録型ドライブレ</li> <li>コーダー一体型の取得</li> </ul>								

\*経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

\*「映像記録型ドライブレコーダーの取得」は、トラックしか選択できません。

2. 補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載した別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に 100 円未満の端数が発生した場合には 100 円未満 の金額を切り捨てること。

3. 補助金交付申請額 円

- 4. 完了した補助対象事業の概要
  - ○導入した機器に関し、以下の表に記入すること。
  - ○記入欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。また、製品番号等が不明の 場合は該当欄を空欄とし、別紙(当該機器を撮影した写真、車両写真前後)を添付 すること。
  - ○補助申請者がリース事業者の場合:貸渡し先運送事業者名())

車載器 該当するものに○を付けて下さい。

( デジタル式運行記録計 ・ ドライブレコーダー ・ 一体型 ・ 通信機能付一体型 )

営業所	取付ける車両の登録番号※	メーカー	型式	製品番号(シリアル) 等

#### 事業所用機器

営業所	メーカー	型式	製品番号(シリアル)等

整備地域の営業所名及び各営業所の届出(認定)車両数

	<u>届出(認定)車両数</u>	両
営業所	<u>届出(認定)</u> 車両数	両
	<u>届出(認定)車両数</u>	両

5.補助事業の完了年月日 令和 年 月 日

(全ての補助対象機器が取り付けられ、支払いも完了した日以降の年月日) \*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書面(車検証の写し等)を添付すること。 <u>添付不要。ただし、4.の一覧表において、車載器の「製品番号(シリアル)等」が不明</u> の場合には導入した各機器について、それぞれ本ページを提出すること。

### 購入・整備した補助対象機器の写真(車載器)

事業者名	設置機器	
営業所名	型式名	
登録番号	至八石	

※車両前面、背面、車載器をそれぞれ撮影し、添付すること。車両の前面及び後面の写真は、登録番号標が判読可 能な様に撮影すること。 <u>添付不要。ただし、4.の一覧表において、事務所要機器の「製品番号(シリアル)等」</u> が不明の場合には導入した各機器について、それぞれ本ページを提出すること。

### 購入・整備した補助対象機器の写真(事務所用機器)

事業者名	設置機器	
機器設置営業所名	型式名	

※補助対象の全事務所用機器分をご提出ください。

第1の2号様式(その2)【過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援に限る。】

1. 補助事業に要した経費

		経費使用明細書						
経費名	経費配分額(税抜)	機	器	<u><u></u> <u></u> </u>	台数	単	価	(税抜)
<ul><li>( ) I Tを活用した</li><li>遠隔地における点呼機</li><li>器の取得</li></ul>								
<ul><li>( )遠隔点呼機器の</li><li>取得</li></ul>								
<ul><li>( )自動点呼機器の</li><li>取得</li></ul>								
<ul><li>( )運行中における</li><li>運転者の疲労状態を測</li><li>定する機器の取得</li></ul>								
<ul><li>( )休息期間における運転者の睡眠状態等</li><li>を測定する機器の取得</li></ul>								
( )運行中における 運行管理機器の取得								

\*経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

2. 補助金交付申請額の算出

※消費税は含まずに算出すること。

3. 補助金交付申請額\_\_\_\_\_円

- 4. 完了した補助対象事業の概要
  - ○導入した機器に関し、以下の表に記入すること。 ○記入欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。また、製品番号等が不明の

<sup>※「</sup>補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載した別 紙を添付すること。

<sup>※「</sup>補助金交付申請額」の算出において、最終的に 100 円未満の端数が発生した場合には 100 円未満の金額を切り捨 てること。

場合は該当欄を空欄とし、別紙(当該機器を撮影した写真、車両写真前後)を添付す ること。

○補助申請者がリース事業者の場合:貸し付け先運送事業者名(

)

車載機 該当するものに○を付けて下さい

(IT 点呼機器・ 遠隔点呼機器・ 自動点呼機器・ 運行中の疲労測定機器

<sup>・</sup> 休息中の睡眠状態等測定機器 ・ 運行中の運行管理機器)

営業所	取り付ける車両の登録番号※	メーカー	型式	製品番号(シリアル) 等

※乗合バス事業、貸切バス事業又は特定バス事業の事業を複数営んでいる場合は、登録番号の後に (乗)、(貸)又は(特)を記載すること。

#### 事業所用機器 該当する機器に〇を付けて下さい。

(IT 点呼機器・ 遠隔点呼機器・ 自動点呼機器 ・ 運行中の疲労測定機器

<sup>・</sup> 休息中の睡眠状態等測定機器 ・ 運行中の運行管理機器)

営業所	メーカー	型式	製品番号(シリアル)等

整備地域の営業所名及び各営業所の届出(認定)車両数

営業 <u>所</u>	届出	(認定)	車両数	両
営業所	届出	(認定)	車両数	両
営業所	届出	(認定)	車両数	両

5.補助事業の完了年月日 令和 年 月 日

(全ての補助対象機器が取り付けられ、支払いも完了した日以降の年月日)

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書面(車検証の写し等)を添付すること。

<u>添付不要。ただし、4.の一覧表において、車載器の「製品番号(シリアル)等」が不明</u> の場合には導入した各機器について、それぞれ本ページを提出すること。

### 購入・整備した補助対象機器の写真(車載器)

事業者名	設置機器	
営業所名	型式名	
登録番号	至八石	

※車両前面、背面、車載器をそれぞれ撮影し、添付すること。車両の前面及び後面の写真は、登録番号標が判読可 能な様に撮影すること。 <u>添付不要。ただし、4.の一覧表において、事務所要機器の「製品番号(シリアル)等」</u> が不明の場合には導入した各機器について、それぞれ本ページを提出すること。

### 購入・整備した補助対象機器の写真(事務所用機器)

事業者名	設置機器	
機器設置営業所名	型式名	

※補助対象の全事務所用機器分をご提出ください。

## 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付決定通知書

#### 補助事業者

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった令和5年度被害者保護増進等事業費 補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)については、令和5年度被害者保護増進等事業 費補助金に係る補助対象事業(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程(令和5年6月 28日輸技協事国自第5-2号。以下「交付規程」という。)第6条第1項の規定により、下記の とおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財	団法人	日本日	自動耳	巨輸送	医技術協	3会
숲	長		内	藤	政	彦

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交 付申請のとおりである。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助対象経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助対象経	費	金	円
交付決定	額	金	円

- 3 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限と する。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、被害者保護 増進等事業費補助金交付要綱(令和5年3月3日国官参自保第 513 号)、被害者保護増進等事業 費補助金交付要綱実施要領(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(令和5年4月11日国自 技環第 15 号)及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定める ところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又 は返還を行うこととする。
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

	■ 「一日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
責任者 連絡先	電話番号
足加力し	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者 連絡先	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

号

第

### 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付決定通知書兼交付額確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付申請兼実績報告のあった令和5年度被害者保護増 進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)については、令和5年度被害者保護 増進等事業費補助金に係る補助対象事業(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程(令 和5年6月28日輸技協事国自第5-2号。以下「交付規程」という。)第6条第2項ただし書き の規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人	日本自動車輸送技術協会
会 長	内藤 政彦

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交 付申請兼完了実績報告のとおりである。
- 2 補助基本額、交付決定額及び確定額は次のとおりである。
   (登録番号:

)

補	助対象	経 費	金	円
交	付 決	定額	金	円
確	定	額	金	円

- 3 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、被害者保護 増進等事業費補助金交付要綱(令和5年3月3日国官参自保第513号)、被害者保護増進等事業 費補助金交付要綱実施要領(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(令和5年4月11日国自 技環第15号)及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
、生かロクロ	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

第

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住 所 〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名 (貸し先(リース0場合) )

## 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け輸技協事国自第5- 号で交付決定通知<sup>注</sup>のあった令和 5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)につい ては、令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の 部)交付規程(以下「交付規程」という。)第7条の規定に基づき、下記の事項に不服が あるので取下げます。

記

- 1 補助金の額
- 2 交付申請年月日 令和 年 月 日
- 3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件

4 同上理由

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

主バメ	責任者(所属部署・職名・氏名)
責任者 連絡先	電話番号
更相儿	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

注 第6条第2項の規定により交付決定及び額の確定について通知を受けた場合については、文中の「交 付決定通知」を「交付決定及び額の確定通知」に変更すること。

)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住 所 〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名 (貸し先 (リースの場合)

### 令和5年度被害者保護增進等事業費補助金

## (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協事国自第5- 号で交付決定の通知を受けた令和 5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)の計画 を下記のとおり変更したいので、令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送 事業の安全総合対策事業の部)交付規程(以下「交付規程」という。)第8条の規定によ り関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び交付規程の定めるところに従いま す。

記

1 変更内容<sup>注</sup>

2 変更を必要とする理由

3 その他必要な書類

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

主バネ	責任者(所属部署・職名・氏名)
責任者 連絡先	電話番号
更相儿	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

注 事業の内容を変更する場合にあっては、別紙のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

)

## 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住 所 〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名 ( 貸し先 (リースの場合)

### 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協事国自第5- 号で交付決定の通知を受けた令和 5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)を下記 のとおり中止(廃止)したいので、令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運 送事業の安全総合対策事業の部)交付規程第9条の規定により申請します。

記

1 補助対象事業を中止(廃止)する理由

2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日

3 その他必要な書類

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
更而几	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

)

# 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住 所 〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名 (貸し先 (リースの場合)

## 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)事故報告書

令和 年 月 日付け輸技協事国自第5- 号で交付決定の通知を受けた令和 5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)につい て、令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の 部)交付規程第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助対象事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変化がある場合はその内容
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
更相儿	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住 所 〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名 (貸渡し先 (リースの場合)

## 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)状況報告書

令和 年 月 日付け輸技協事国自第5- 号で交付決定の通知を受けた令和 5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)の遂行 及び収支の状況について、令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の 安全総合対策事業の部)交付規程第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支概要
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
理稻尤	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

## 第 号 令和 年 月 日

## 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

#### 申請者 住 所 〒

氏名又は名称

### 代表者役職・氏名

## 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)完了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協事国自第5- 号をもって交付決定通知のあった 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金業(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) を完了したので、令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合 対策事業の部)交付規程第12条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 完了した補助対象事業の概要
- 3 補助事業の実績期間 年月日~ 年月日

4 その他参考となる事項

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	
	Eメールアドレス (	@
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス (	@

第8号様式(その2)【社内安全教育の実施に対する支援に限る。】

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書	
	(税抜)	項目	価格(税抜)
事故防止コン			
サルティング			
に係る経費			

\*経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

2. 補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載した 別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に 100 円未満の端数が発生した場合には 100 円未満の金額を切り 捨てること。

3. 補助金交付申請額 円

複数の事業者が共同申請を行う場合は、	各事業者の負担額。	
事業者名:	負担額:	円
事業者名:	負担額:	円

4. 完了した補助対象事業の概要

コンサルティングの実績(営業所名、内容、期間、効果等)の概略を記載するほか、 実際に当該コンサルティングで作成された報告書を添付すること。

5.補助事業の完了年月日 令和 年 月 日 \*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類を添付する。 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付額確定通知書

#### 申請者

#### (貸渡し先(リースの場合)

令和 年 月 日付け第 号で交付決定した令和5年度被害者保護増進等事 業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)については令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和5年度被害 者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付規程(令和5年6月28日輸技協事国自第5-2号)第13条の規定により通知する。

記

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

令和 年 月 日

1

公益財団法人	日本自動車輸送技術協会
会 長	内 藤 政 彦

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	
之前了日	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	

묽

)

第

第10号様式(第14条関係)

 第
 号

 令和
 年
 月

)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住 所 〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名 (貸渡し先 (リースの場合)

## 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部)請求書

令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) に係る補助対象事業については、額の確定に基づき、下記のとおり支払を請求いたします。

1. 請求金額 Щ 請求額合計 金 フリガナ 2.受 取 人 (口座名義) 氏 名 銀行 金庫 支 店 3. 振込先金融 機関及び 組合 支店名 \*該当に○を付す。 その他( ) 当座預金 普通預金 • 4. 預金種別 \*いずれかに○を付す。 5. 口座番号

記

#### 1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

世て大	責任者(所属部署・職名・氏名)
責任者 連絡先	電話番号
里稻兀	Eメールアドレス @
	担当者(所属部署・職名・氏名)
担当者	住所 〒 -
連絡先	電話番号
	Eメールアドレス @

## 被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)

財産名注1	規格	数量	<u>単価</u> (円)	金額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数 <sup>注2</sup>	保管場所

#### 取得財産等管理台帳(令和5年度)

注1 対象となる取得財産等は、自動車運送事業の安全総合対策事業の部により取得した機器等とする。

注2 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定 める期間とすること。 第12号様式(第17条第2項関係)

 第
 号

 令和
 年
 月

)

## 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者<sup>注</sup> 住 所 〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名 (貸渡し先 (リースの場合)

### 令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) により取得する補助対象機器に係る財産処分について

標記について、令和5年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程第17条第2項に基づき、取得した財産の処分について承認を求めます。

#### 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

1 1 2 11			
責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)		
	電話番号		
里稻九	Eメールアドレス @		
	担当者(所属部署・職名・氏名)		
担当者	住所 〒 -		
連絡先	電話番号		
	Eメールアドレス @		

第12号様式(その2)

1 処分の種類( 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定 )

2 処分の概要

	間接補助事		所在地			
※リース   ース事業 <sup>:</sup>		にあっては、リ	※リースを利用する場合にあっては、貸し 渡し先使用者の氏名または名称及び住所			
	- ··					
	装置又は	機器	製品番号			
補助 年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A)(注)	経過年数 (B)	残存年数 (A-B)	
年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月	
		経緯及び処分の理由	3		処分(抵当権の 設定)予定年月日	

注 処分制限期間(A)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定める期間とすること。

別紙

- 1 交付申請書の添付資料
- (1)「6(1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「6(2)申請者の資産及び 負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)第2条又は 貨物自動車運送事業報告規則(平成2年11月29日運輸省令第33号)第2条に掲げる 事業報告書(以下「事業報告書」という。)の直近事業年度分から必要部分を抜粋し たもの等を添付すること。

(2)「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次の①~④の各書類を添付すること。

- ① 交付規程別表(注) 4. の事項について記載した書類
- ② 事故防止対策支援推進事業(社内安全教育の実施に対する支援に限る。)の交付 を受けようとする者が中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項第1 号に掲げる中小企業者(※)、または中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合で あることを証する書類(事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの 等)

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ③ 社内安全教育の実施に対する支援の交付を受けようとする複数の者が共同して申請する場合には、当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする 複数の者の間で取り決めた契約書
- ④ 上記以外の参考書類(補助対象経費の算出の基礎となる見積書及び仕様書等)
- 2 交付申請書兼実績報告書の添付資料
- (1)「5.(1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「5.(2)申請者の資産及び 負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)第2条又は 貨物自動車運送事業報告規則(平成2年11月29日運輸省令第33号)第2条に掲げる 事業報告書(以下「事業報告書」という。)の直近事業年度分から必要部分を抜粋し たもの等を添付すること。(補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合 にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者の事業報告書とともに、申請者の営む主 な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類を添付するこ と。)

(2)「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次の①~⑥の各書類を添付すること。

① 交付規程別表(注)4.の事項について記載した書類(補助金の交付を受けようと

する者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者が作成した もの)

- ② 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸付料金の算 定根拠明細書(補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の 金額を併記すること)
- ③ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類
- ④ 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の交付を受けようとする者(リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者)が中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類(事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等)

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ⑤ 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の交付を受けようとする者が、同一事業において、国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。)を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けないことを証する書類
- ⑥ 上記以外の参考書類(補助対象経費の算出の基礎となる仕様書等)
- (3)「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は次の①~③の書類とする。

ただし、先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に係る申請において、このう ちアの書類を添付することができないときは、①の書類に代えて補助事業に係る契約先 からの補助対象経費の内訳確認が可能な代金支払請求書を添付するものとするが、後日 提出しなければならない。

① 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類

(当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日(満期日)が到来する約束手形(本人手形に限る。)についても認めることとする。なお、相殺(債権債務の相殺消去)によるものは認めない。)
 ② 宣誓書の補助対象事業の実施に要した経費を申請者が自ら支出したことを証明する確約(ただし補助対象経費が①と同額であれば記載不要)

③ 次表に掲げる事業の種別ごとに〇を付した書類

事業の種別		自動車検査 証の写し	納品書の写し	購入・整備し た物品等の写 真等(装置が 装着されてい ることを証す る書類)	契約書、完了 調書等事業の 実施を証する 書類	調査等の報告書
物品等の 購入・整 備	車両	0	0	0		
	その他	0		0		

- 3 完了実績報告書の添付資料
- (1)「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は、次の①~③の書類とする。
- 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類(当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日(満期日)が到来する約束手形(本人手形に限る。)についても認めることとする。なお、相殺(債権債務の相殺消去)によるものは認めない。)
- ② 補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し 又は振込証明書の写し
- ③ 次表に掲げる事業の種別ごとに〇を付した書類

事業の種別	自動車検査証 の写し	納品書の写し	購入・整備し た物品等の写 真等(装置が 装着されてい ることを証す る書類)	契約書、完了 調書等事業の 実施を証する 書類	調査等の報告書
コンサルティング				0	0

(2) 上記以外の参考書類